

第 66 回日本西洋史学会大会 近世史部会 1

「フェリペ 4 世の財政改革期ペルー副王領における教会と国家：
リマ市聖堂参事会による十分の一税運営をめぐる（1639-1648 年）」レジュメ

佐藤正樹

1. はじめに

報告のねらい：

ペルー植民地に 1630 年代末に導入された新課税をめぐる、植民地政府と在俗教会の
関係性の検討（リマ大司教座の管轄を中心に）

研究の背景：フェリペ 4 世期のペルー副王領では何が起きていたのか

- フェリペ 4 世期（1621-1665 年）スペイン帝国は財政難に伴う改革と暴動に見舞
われる。いわゆる「危機の時代」（Parker 2006, Elliott 2009: ch. 3）
- 暴動発生地：メキシコ（Cañeque、Álvarez Toledo）、ポルトガル（Schaub、
Valladares）、カタルーニャ（Elliott 1984）、シチリア・ナポリ（Ribot）
- 暴動未発地：ペルー（Andrien、Amadori）、カステイリャ（Gelabert、Elliott
2009: ch. 4）、ミラン（Signorotto）、etc.

改革の要、ウニオン・デ・アルマスについて：

フェリペ 4 世の寵臣オリバーレス伯爵が考案。その理念は、帝国全体の防衛費を、
帝国を構成する諸王国で共に負担する、というもの。

改革を前にしてペルーは何故暴力に至らなかったのか

- 副王チンチョン伯（1628-1639 年）の交渉手腕（Bronner）→誤りではないが、チ
ンチョン以降、特に副王マンセラ侯の治世（1639-1648 年）を検討する必要あり
- 官職売買の影響（Andrien）→考察から聖職者が抜け落ちている

改革に対するペルーの植民地教会の態度について

- 「協力的であり、改革成功の主要因」（Amadori）
- しかし当の副王は大司教座の行為に度々不満を述べている

そこで：

- リマ大司教座の事例に基づいてウニオン・デ・アルマス導入後の事態を分析

2. ウニオン・デ・アルマス導入後（大司教座からみた場合）

ペルー副王領におけるウニオン・デ・アルマスとは：

1638 年 12 月に導入。三種類の増税・新税から成る。

増税：販売税アルカバラ（2→4%）、海上保険税アベリーア（1→2%）

新税：ペルー産ワイン 1 瓶につき 2 レアル real¹の港湾使用税アルモハリファスゴ

¹ ペルーでは通貨として主に peso de 8 (reales) が用いられた(1peso=8reales)。他通貨と
の換算比率は 1real=34maravedies、1ducado=375maravedies、1peso
ensayado=450maravedies=13.25 reales

リマ市聖堂参事会の（議事録に見受けられる）苦悩：
1639年7月「天候不順や王令によるワインへの新しい課税やらで、今日に至っても入札する人間がおらず、この先現れる見込みもない²」

入札とは：十分の一税の回収権は地区ごとに競売を通じて第三者に委託されていた。落札者は十分の一税を大司教座の会計官に、そして教会に代わって dos novenos（十分の一税の9分の2）をリマ国庫にそれぞれ支払う。

ワインとは：リマ南方の海岸域のイカ、ピスコ、ナスカはワインの一大生産地で、同地域からの税収は全体の20%を常に占めていた（つまり大司教座の財政にとって重要）→アルモハリファスゴによる投機熱の低下が競売の不振を呼んだ。
※人任せにせず自分で回収すればいいのでは？→時間がかかりすぎて、定期的に収入を確保するのにはふさわしくなかった（Schwaller）。

1640年8月「ユニオン・デ・アルマスを支持・弁護する」決定³
→先月に新たに大司教に任命されたペドロ・デ・ビジャゴメス（在位は1642-1671年）の存在が大きいのではないか。ビジャゴメスはフェリペ4世の忠実な臣下として知られる（Espinoza Ríos）。

まとめ：議事録を読む限り、大司教座は財政改革の影響に苦しみつつも健気にそれに協力しているように見える→だが副王マンセラは真逆の見解を示している。

3. ユニオン・デ・アルマス導入後（副王からみた場合）

1640年5月、マンセラは質問状の形をとって前任チンチョンを批判
「聖職者の問題については...私が理解したいと望めるのは次の点だけです。果たして閣下は、聖職者たちがワインへの新しい王室の課税を誤魔化すのを止めるために、何がしかでも手を打たれてきたのでしょうか。この問題について私は幾度も会議を開いてきましたが、陛下の財の損失は明白です⁴」

→マンセラは、聖職者による脱税の取り締まりをチンチョンが怠っていた、と考えている。

² "por los infortunios del tiempo como por las nuevas imposiciones que se han puesto por orden de Su Magestad sobre los vinos, siendo hoy 15 de Julio no ha habido quien las ponga ni espera" ACML, serie A, tomo 5, f. 37

³ "...Dr. Don Francisco de Godoy cuide de hacer diligencias con los letrados en la defensa de los dos reales impuestos en la botija de vino y en lo de la sisa": ACML, serie A, t. 5, f. 84v
(下線強調は報告者)

⁴ "En las materias eclesiásticas ... sólo podría desear entender de V.E. si se le han ofrescido algunos remedios con qué cancelar los fraudes de que los eclesiásticos usan para defraudar los derechos Reales desta nueva imposición en el vinos, sobre que tengo hechas muchas Juntas, de que no se ha sacado otra cosa sino la Hacienda que Su Magestad pierde." Lohmann, 1957, p. 280.

聖職者による脱税・詐取とは：

「(回収権の) 賃貸がなされなかった分の十分の一税という名目でワインが輸送され、アルモハリファスゴが支払われず、国庫に損害が出ている…リマの聖堂参事会員らは入札者がいなかったから、というが、これは脱税すべく悪意をもって行われたことであると思われる⁵」(1640年5月、副王マンセラからフェリペ4世への報告)。

→「十分の一税の現物納 *diezmo en especie*」を装って、本来ならば納めるべきアルモハリファスゴが回避されている。マンセラは一年後(1640Jun)も同じ問題に苦慮している旨を報告している (AGI, Lima leg. 50, n. 8 lib. 2, fs. 140-148)

→副王の書簡を読むと、大司教座は競売不振をむしろアルモハリファスゴ逃れの口実として利用していたように見える→どちらの言い分が正しいのか

4. 不正の検討

1643年6月の副王報告書簡 (AGI Lima 51, n. 8, lib. 1, fs. 62-65v) : 大司教座の不正の手法について詳細な情報を含む→

- ・ナスカの十分の一税は大司教座の財務役 *tesorero* フアン・デ・カブレラ Juan de Cabrera に支配されている
- ・カブレラは競売において自らの仲間を優先 (より高額の入札を認めず)
- ・結果、1639年までは甥ロドリゴ・デ・カブレラ Rodrigo de Cabrera が、それ以降はナスカ司祭フアン・デ・アレバロ・セデーニョ Juan de Arévalo Sedeño が回収権を独占。彼らは船長と共謀の上、大量のワインを「現物納の十分の一税」と偽って輸送。これによる国庫の損失は年間 10,000 ペソを超える。

そこで当該時期の実際の回収権獲得者について調べてみると... (スライド参照)

→ロドリゴもアレバロ・セデーニョの名前も一見見当たらない。しかし...

- ・1634年前後に頻出するフアン・デ・ナバレテ Juan de Navarrete は、両カブレラと長く商売上の提携関係にあった (AGI, Lima leg. 15)。
- ・実際に税金を支払っている人間をチェックすると、ロドリゴが落札者らに変わって支払いを (数年遅れで) 行っていることがわかる (AGI, Contaduría legs. 1723, 1725)。
- ・リマ大司教座文書館に残る十分の一税関連の訴訟文書から、財務役カブレラが私財を用いて複数のエージェントに入札をさせていたことが明らかである (AAL, Causas Civiles leg. 52 exp. 3 他)。
- ・両カブレラは、ワイン生産地域において、ウニオン・デ・アルマスの導入以前から活発な経済活動を行っていた形跡がある (商品売買・賃金取り立ての権限委託

⁵ "Señor, los oficiales reales de la Caja de Lima me han representado los engaños que resultan contra la real hacienda de VM en los derechos de 7.5% de almojarizazgo del vino... por que lo que traen registrado por cuenta de los diezmos que se dejan de arrendar tocantes a este arzobispado por decir los prevendados de la Iglesia de Lima que ellos administran algunos partidos por falta de arrendadores en que ha parecido que no se procede sin malicia y con ánimo de defraudar" : AGI Lima 50, n.1 lib. 1, f. 121. (下線強調は報告者)

文書、金銭貸与の証書、支払い命令書等：AGNP, Sección Protocolos)。また彼らの活動には（アレバロ・セデーニョを含む）現地司祭らが関わっていた。

- ・聖堂参事会の議事録によると、「競売の不振」を理由に 1639 年以降の十分の一税運営は各地の司祭に任された。ナスカの運営はアレバロ・セデーニョに。

- 財務役カブレラを中心とする商売のネットワーク（私的なエージェント、同業聖職者、親族）がワイン生産地域に見出せる。
- カブレラは同地方の十分の一税運営を牛耳っていたと言える。商品の回収からその運用に至るまでの個々の過程に自らの意思を十分に反映できるようなネットワークが構築出来ていれば、第三者への回収の委託は不要。
- 副王の批判は的を射ている。

5. 副王による介入とその限界

1643 年 6 月の副王マンセラの報告に対する、インディアス顧問会議の指示二点：(1) 十分の一税の競売が正しく行われるように、世俗の役人を立ち合わせよ。(2) 大司教ビジャゴメス経由で、財務役カブレラに悪行を控えるよう指示せよ。

- 副王マンセラは 1645 年 6 月に、結果について報告している。それによると：(1)は、聖職者の強い抵抗があったものの成功し、「王の財の損害をかなり減らすことができた」と。他方(2)は「効果なし」。カブレラは問題行為をなお続けている、と報告（ただし今度は中部アンデス地方の銀鉱山運営をめぐって）。

- 副王は、十分の一税のルールは変えることが出来たが、その根元にいたカブレラを排除することは出来なかった。カブレラはその後 20 年近く出世を続ける（参事会長 dean まで登りつめる）。

6. 結論

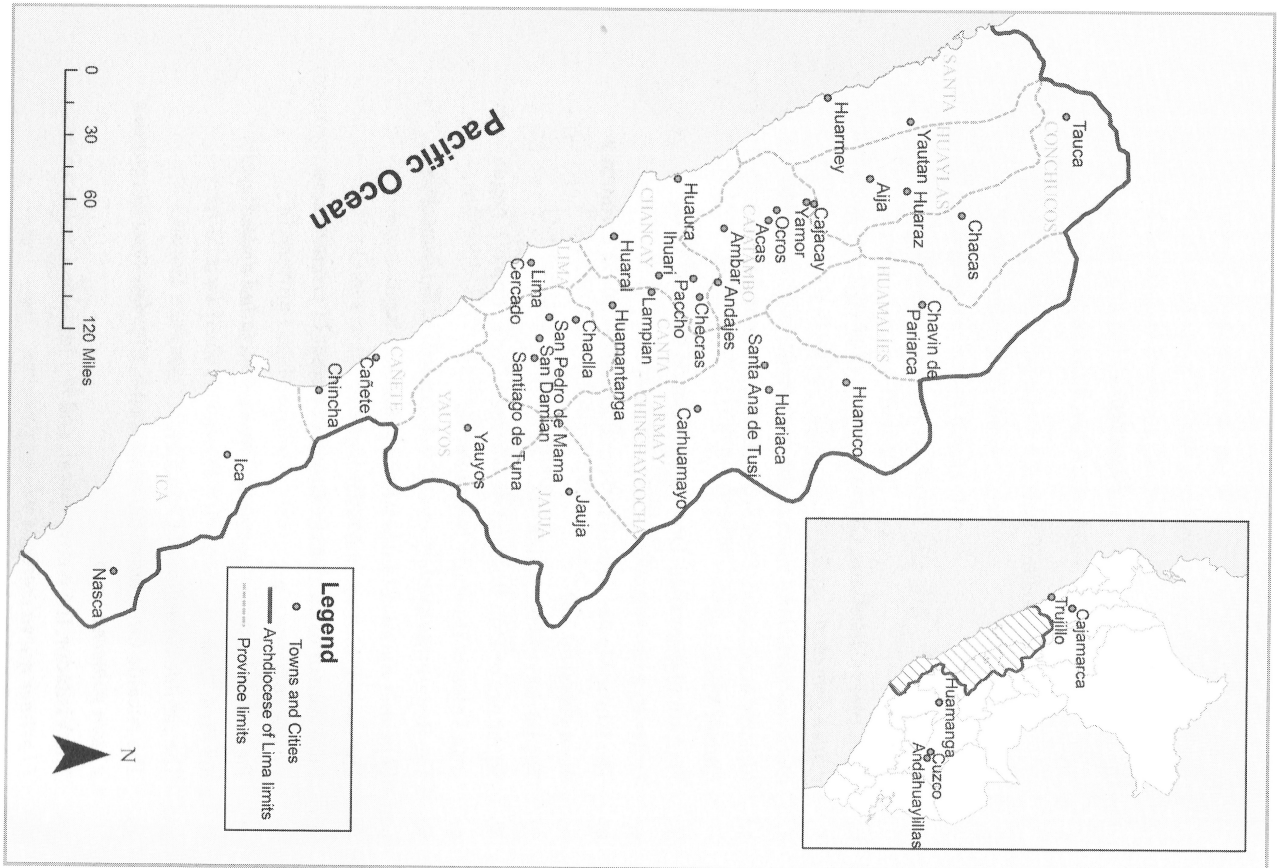
- ・リマ市聖堂参事会は、ユニオン・デ・アルマスに対し協力を装いつつ、実際にはワイン生産地域の十分の一税の直接運営を通じて課税を逃れていた。
- ・その中心にいたのは財務役カブレラであり、それを可能にしていたのは彼の人的ネットワークである。
- ・聖堂参事会も共犯者というか、カブレラの行為を暗黙のうちに承認していたと思われる←副王マンセラの度重なる批判にも関わらず、（少なくとも議事録には）カブレラの問題行為に関する議論が行われた形跡がない。

- 聖堂参事会は、財政改革に伴って生じた混乱をむしろ利用していたのであり、改革に対する在俗教会の立場を単純に「協力的」と論ずることは出来ない。

もう少し話を広げると：

メキシコの事例と比較すると、ペルーにおける聖俗両権力の関係が安定していた理由は、王に忠実な大司教が長期間（30年）在職していたことに加え、大司教座の経済活動において大司教と聖堂参事会が分離していたことに求められるのではないかと。メキシコの場合、大司教自身が小麦などの売買に関わっていたことで、財政改革への抵抗が強くなった。ペルーの場合、経済活動の主体は参事会（あるいはその財務役）であり、大司教は彼らと副王の間の緩衝材として機能していたと思われる。

<添付資料：地図と物価動向>



植民地期のリマ大司教座管区 出典：Charles, John. *Allies at odds: the Andean church and its indigenous agents, 1583-1671*, Albuquerque, 2010, p. viii.

17世紀前半リマにおける物価動向 価格単位はレアル、売却単位は()に表示、空欄は該当データが存在しないことを意味する。

年	トウモロコシ (fanega)	小麦 (fanega)	白豆 (fanega)	砂糖 (arroba)	石鹼 (quintal)	紙 (resma)	ワイン (botija)
1624	22	26		42	100	32	42
1625	24	26		38	104	40	42
1626	24	28		36		36	32
1627	25	26		33			31
1628	24	26		33			
1629	21	24		38	144	48	
1630	20	26		35		56	40
1631	18.5	26		34	112	56	27
1632	20	31		36			36
1633	20	26	36	36	120	48	36
1634	20	24	32	36	120		36
1653		20	47				56

出典：Pablo Macera, *Los precios del Perú, XVI-XIX. Fuentes*, Lima, 1992, 3 tomos.

fanega=55.5/ 22.5 リットル、arroba=約 11.5kg、quintal=46kg、resma=500 枚、botija=20~24 リットル

<主要参考文献>

未刊行史料：

Archivo General de Indias (AGI)
Archivo Arzobispal de Lima (AAL)
Archivo del Cabildo Metropolitano de Lima (ACML)
Archivo General de la Nación del Perú (AGNP)

刊行史料：

Carnero Albarrán, Nadia y Pinto Huaracha, Miguel (eds.). *Diezmos de Lima 1592-1859*, Lima: Universidad Nacional Mayor de San Marcos, 1983.
Lohmann Villena, Guillermo (ed.). “Un informe veraz sobre la situación del virreinato en 1640”, en *Histórica*, 23(1957-1958), pp. 278-295.
TePaske, John J. and Klein, Herbert (eds.). *The Royal Treasury of the Spanish Empire in America*, vol. 1 (Perú). Durham: Duke University Press, 1982.

二次文献：

Andrien, Kenneth. *Crisis and Decline. The Viceroyalty of Peru in the Seventeenth Century*. Albuquerque: University of New Mexico Press. 1985.
Amadori, Arrigo. *Negociando la obediencia. Gestión y reforma de los virreinos americanos en tiempos de conde-duque de Olivares (1621-1643)*. Madrid: CSIC, Universidad de Sevilla, Diputación de Sevilla. 2013.
Álvarez de Toledo, Cayetana. *Juan de Palafox, Obispo y Virrey*. Madrid: Marcial Pons, 2009.
Bronner, Fred. “La Unión de Armas en el Perú. Aspectos políticos legales”, *Anuario de Estudios Americanos*, 24 (1967), pp. 1133-1176.
Cañeque, Alejandro. *The King's Living Image: The Culture and Politics of Viceregal Power in Colonial Mexico*. London: Rautledge, 2004.
Espinoza Ríos, Javier Augusto. "Las finanzas del fervor. Las prácticas económicas en el monasterio de Santa Catalina de Lima (1621-1682)", Tesis de Licenciado en Pontificia Universidad Católica del Perú, 2012.
Gelabert, Juan. *Castilla convulsa, 1631-1652*. Madrid: Marcial Pons, 2001.
Elliott, John H. *Spain, Europe and the Wider World 1500-1800*. New Haven: Yale University Press, 2009.

- . *The Count-Duke of Olivares: the Statesman in an Age of Decline*. New Haven: Yale University Press, 1986.
- . *The Revolt of the Catalans: a Study on the Decline of Spain (1598-1640)*. Cambridge: Cambridge University Press, 1984.
- Parker, Geoffray. *Global Crisis. War, climate change and catastrophe in the seventeenth century*. New Haven: Yale University Press, 2013.
- (coord.). *La crisis de la monarquía de Felipe IV*, Barcelona: Crítica, 2006.
- Ramos, Gabriela. “Diezmos, comercio y conflictos sociales a inicios del siglo XVII (Arzobispado de Lima): 1600-1630”, en Ramos, Gabriela (comp.). *La venida del reino. Religión, evangelización y cultura en América, siglos XVI-XX*. Cusco: Centro de Estudios Regionales Andinos Bartolomé de Las Casas, 1994, pp. 229-281.
- Ribot, Luis. “La revueltas en la Italia española. 1647-1648” en *El arte de gobernar. Estudios sobre la España de los Austrias*. Madrid: Alianza, 2006, pp. 153-195.
- Romano, Ruggiero. *Coyunturas opuestas. La crisis del siglo XVII en Europa e Hispanoamérica*. D.F.: El colegio de México y FCE, 1993.
- Sato, Masaki. “El cabildo eclesiástico de Lima bajo la Unión de Armas, 1639-1648”, *Histórica*, 39-2 (2015), pp. 89-115.
- Schaub, Jean-Frédéric. “Les risques du métier ou les mesaventures d'un administrateur portugais au temps du Comte-Duc d'Olivares”, *Cuadernos de Historia Moderna*, 11(1991), pp. 57-76.
- Schwaller, John Frederick. “Tithe Collection and Distribution in Mexico and Peru, circa 1600”. *Jahrbuch für Geschichte Lateinamerikas*, 26 (1989), pp. 1-18.
- Signorotto, Gianvittorio. *Milán español. Guerra, instituciones y gobernantes durante el reinado de Felipe IV*. Madrid: Esfera, 2006.
- Valladares, Rafael. *Portugal y la Monarquía Hispánica 1580-1668*. Madrid: ArcoLibros, 2000.